

ナポレオンとフランス民法典

CHIAN, Weirong / 錢, 偉榮

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

121

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

151

(終了ページ / End Page)

188

(発行年 / Year)

2023-10-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00031302>

ナポレオンとフランス民法典

錢 偉 栄

一 本稿の目的

現在一般にコード・シヴィル (*Code civil*) と呼ばれるフランス民法典は一八〇四年成立当初、フランス人の民法典 (*Code civil des Français*) と称されていた。三年後の一八〇七年九月三日デクレ⁽¹⁾において、ナポレオンは「フランス皇帝・イタリア王・ライン同盟の保護者」という名義で、民法典の名称をナポレオン法典 (*Code Napoléon*) に変更した⁽²⁾。ナポレオンの失脚後、この名称は一度廃止されたが、第二帝政 (一八五二年〜一八七〇年) のとき、皇帝ナポレオン三世がそれを復活した。復活の理由について、一八五二年三月二七日デクレ前文で次のように述べられている。

「ナポレオン皇帝によって公布された民法典の制定は、彼皇帝の強力な意志に負うものであること、この不朽
ナポレオンとフランス民法典 (錢)

の事業を準備し完成したところの勝れた人々を選んだのも彼皇帝であること、わが民法典の最も重大な諸問題が解決されたのも参事院における彼の主宰の下においてであること、公けの感謝はこの法典をナポレオン法典という名称で飾っていたのだということ、この名称を復活するのは歴史上の真実と国民の感情に敬意を表するに外ならぬこと、を考慮して命令する。⁽⁴⁾

第三共和政（一八七〇年）以降、コード・シヴィルがフランス民法典の名称として諸法令の中に使用されるようになり、ナポレオン法典という名称は法的に廃止されないまま使用されなくなり、今日に至った。⁽⁵⁾ この名称は事実上の「不使用によって廃止された」とみられているが、⁽⁶⁾ 廃止の法的手続を経っていない以上、⁽⁷⁾ ナポレオン法典はまだフランス民法典の公式名称だとみることもできよう。

ナポレオン法典という名称の使用・不使用は政治的要因によるところが大きく、⁽⁸⁾ それゆえだろうか、この名称が皇帝ナポレオンの栄光を称える単なる阿諛の産物なのか、それとも民法典へのナポレオンの貢献度に相応しいものなのか、古くから争われてきた。一九世紀三〇年代、ツァハリエ (Karl Salomo Zacharia v. Lingenthal. 1769-1843) はその著書『フランス民法体系』の中で、ナポレオン五法典を指して、「これらの法典はすべてナポレオンの作品 (Schöpfungen) である」と言い切った。⁽⁹⁾ これに対して、同書第六版の編集者プシエルト (Ernst Sigismund Puchelt. 1820-1885) は、「ツァハリエは行き過ぎだ。…ナポレオン一世は創作者 (Schöpfer) ではなく、単なる、しかし『民法典の制定を実行に移した』素晴らしい実行者 (Ausführer) であるが、法律のテキストに与える彼の個人的影響もまた小さい」と断じたのである。⁽¹⁰⁾ この争いは二〇世紀に入ってもなお続いた。フェリド (Murad Ferid) は、その著書『フランス民法』第一巻の中で、ナポレオンがその個人的影響力によって審議のスピードアップを図った

ことを認めるも、一八五二年三月二七日デクレ前文を「官製阿諛 (adulation officielle)」だと批判し、「彼の実質的な影響力を過大評価してはならない」と述べている。¹¹⁾

日本の状況も同様である。たとえば、ナポレオンの「大野望大精力なくしては民法典は成立し得なかったとも謂い得る」としながらも、ナポレオン法典への名称変更は「当時全盛であった第一執政官への諂諛によるものと考えられる」とする説(谷口知平¹²⁾)や、「帝国の領土がフランスの外に拡大したことにより、また、何よりも皇帝ナポレオンの栄光を称え」るものだとする説(石井三記¹³⁾)など、あたかも政治的要因のみにより作り上げられた虚飾なものであるかのような評価が見受けられる。他方、野田良之は、「ナポレオンはこの法典の制定に非常に熱心で、コンセイユ・デタ (Conseil d'Etat. 「国務院」または「参事院」とも訳される) の草案審議にもできるかぎり出席して、司会するとともに、法律家に伍して活潑な法律論をたたかわし、ときには専門家をも圧倒したといわれる」ことを根拠に、「ナポレオンの民法典に対する寄与は単なる名目上のものではなく、ナポレオン法典の名称は必ずしも虚名とはいえない」という肯定的な評価を与えた。¹⁴⁾

筆者は、監督義務者責任を定めるドイツ民法八三二条の生成史に関する研究に際し、フランス民法からの影響を調べていたところ、上記のような状況を知ることとなった。ナポレオン法典の名称は単なる阿諛の産物なのか。それともフランス民法典へのナポレオンの貢献度に見合ったものなのか。こういう疑問をもって研究を進めているうちに、エックハルト・マリア・テーヴェンの労作『コード・シヴィルに与えるナポレオンの影響¹⁵⁾』に出会った。テーヴェンは、フランス民法典制定時にコンセイユ・デタの事務総長を務めていたロクレ (Jean-Guillaume Locré. 1758-1840) によって編集された議事録¹⁶⁾を主な一次資料とし、その他当時の記録や証言を織り交ぜながら、民法典制定の推進と民法典の内容への寄与という二つの視点から切り込み、フランス民法典に与えたナポレオンの影響の実際を詳細に検証

した。

本稿は、テーヴエンの上記著作を主な拠り所に、フランス民法典の成立に与えたナポレオンの寄与度を検証し、それを通してナポレオン法典という名称が単なる虚飾なものではないことを明らかにしたい。⁽¹⁸⁾

二 一八〇〇年までの民法典制定

フランス王国全体の法統一を目指す法典編纂の動きは一六世紀から続いた。⁽¹⁹⁾ フランス大革命が始まると、フランス王国全体を対象とした統一的な民法典を作ることが、フランス国民の「全てである」と言われるほど、全人口の九%強に相当する数を占める第三身分 (*Tiers état*)⁽²⁰⁾ の切なる願いとなった。一七八九年に第三身分の代議員たちに配付された「カイエ (*cahiers*)」という冊子の一冊に、そのことが次のように直接かつ明確に記された。

「王国全体を対象とした、簡潔で明確な、かつ統一的な民法典が作成されることになる。この法典は、自然や理性に基づくものであり、地方および独特の慣習やあらゆる専制的な制度を排除するものである。」⁽²¹⁾

これを受け、憲法制定国民議会 (*Assemblée nationale constituante*; 1789-1791)⁽²²⁾ は一七九〇年八月一六日デクレ第二章第十九条において、立法院で民法を改正し、憲法に調和した簡潔で分かりやすい規定を持つ一般法典を制定することを約束した。⁽²³⁾ この約束は、フランス革命最初の憲法である「一七九一年憲法」⁽²⁴⁾ (一七九一年九月三日) 第一編の末尾において次のように再確認された。

「王国全体に共通する民法典が作成されるものとする。」⁽³²⁾

しかし、この約束を果たすことは容易ではなかった。一七八九年からの一〇年間、統一民法典の起草作業は、何度か試みられたものの、その時々々の権力者に、民法全体にわたる統一的な法典を制定するというイニシアティブが決定的に欠けていたため、⁽²⁶⁾ いずれも実を結ぶまでには至らなかった。その試みはまず、初めての男子普通選挙によって召集されたフランス革命期三回目の議会である国民公会 (*Convention Nationale*. 1792-1795) のもとで行われた。国民公会に設置された立法委員会は、カンバセレス (Jean Jacques Régis de Cambacérès. 1753-1824) 委員長のもとで、通称「カンバセレス第一草案 (一七九三年)」およびそれを修正した「カンバセレス第二草案 (一七九四年)」を国民公会に提出したが、いずれも採用されなかった。⁽²⁷⁾ 国民公会に続く総裁政府 (*Directoire*. 1795-1799) のもとで、全体として、計三編・一一〇四条からなる「カンバセレス第三草案 (一七九六年)」と呼ばれる法案が作成され、議案提出権を持つ五百人会 (*Conseil des Cinq-cents*) に提出されたが、これもまた政治的情勢により審議未了のままになっていた。⁽²⁸⁾ カンバセレスの手によるこの三つの草案は結実しなかったものの、のちにコンセイユ・デタの審議対象となった政府委員会草案の土台となった。⁽²⁹⁾ とりわけカンバセレス第三草案は、ポルタリス (Jean-Etienne-Marie Portalis. 1745-1807) によって、「方法と正確さの最高傑作」であり、⁽³⁰⁾ 「そこには、諸事項が明確に且つ方法的に分類されている。聡明であるとともに学識あるこの役人は、若し自分の知識と原理とを自由に展開せしめることが出来! たならば、われわれには何もなすべきことを残さなかったであろう」と、高く評価された。⁽³¹⁾ ブリュメール一八日のクーデター (一七九九年一月九日) によって臨時の執政政府 (*Consulat*. 1799-1804. 統領政府とも呼ばれる)⁽³²⁾ が

樹立された翌日、五百人会の立法・民法典並びに治安部会に民法典草案の起草が命じられた。しかし、同年二月六日に草案のすでに完了した部分の提出を、さらに同月一六日には草案の完了の有無を問わず残り全部を直ちに提出するように命じられたため、部会長のジャックミノール(Jean-Jacques-Ignace Jacqueminot. 1754-1813)は、同月二一日にジャックミノール草案と呼ばれる民法典草案を未完成のまま五百人会に提出した。これもまた、当然ながら、審理されずに終わった。⁽⁴³⁾

世界初の近代的民法典を完成させるという歴史的な使命と栄誉は、こうしてナポレオンに帰することとなったのである。

三一八〇〇年以降の民法典制定

1 法典編纂におけるナポレオン時代の幕開け

ブリュメール一八日のクーデターで執政政府を樹立し、その第一執政となって全権を掌握したナポレオンは、強いリーダーシップを発揮して民法典の立法作業を押し進めていった。一八〇〇年八月二二日の執政命令で、破毀裁判所⁽³⁴⁾(*Tribunal de cassation*)長官トロンシエ(François-Denis Tronchet. 1726-1806)、破毀裁判所政府委員ビゴ・ド・プレアムヌー(Félix-Julien-Jean Bigot de Preaumeu. 1747-1825)、捕獲審検委員会(*conseil des prises*)委員ポルタリスおよび破毀裁判所判事マルヴィル(Jacques de Maleville. 1741-1824)ら四人を起草委員に任命した(同命令一条・二条)⁽⁴⁵⁾。しかし、草案起草のために与えられた時間はわずか四か月しかなかった(同命令六条)⁽³⁶⁾。ナポレオン

が起草委員会に厳しい時間的制約を課したのは、法の不確定性を克服するために統一された法制度を何よりも必要としていることを知っており、しかもそれが若き政府の基礎を固めるものだと思信していたからである。⁽³⁷⁾そして、それを可能にしたのは、同命令三条にも記されたように、フランス大革命以降の歴代政府のもとでできていた未完成の民法典草案がそのベースにあったからであろう。

ポルタリスら起草委員は、ナポレオンの期待に応えるべく、全体を共同討議しながら民法典の起草作業を迅速に進め、予定通り草案を仕上げた。⁽³⁸⁾「アンシャン・レジームおよび革命期の資料とその単なる継受を考慮しても、四か月という信じられないほど短い期間⁽³⁹⁾」で草案が完成したのは、四人の起草委員がナポレオンのもつ緊張感を共有することができたからではないだろうか。

草案は一八〇一年一月二日に印刷物として公表された。⁽⁴⁰⁾草案の完成度を確保するため、ナポレオンは同年三月二八日に、同草案を各裁判所に送付するよう命じるとともに、各裁判所は三人の委員からなる委員会と同草案を検討した上、同年六月九日までコメントと提案を提出するよう求めた。⁽⁴¹⁾草案に対して、数多くの改善案が提出された。そのとき、プロイセン一般ラント法も参照外国法として翻訳・配付された。⁽⁴²⁾

一八〇一年七月一四日、バステュー襲撃の日という記念すべき日に、コンセイユ・デタ総会での民法典草案の審議が始まった。その日に、第一執政は、「賢明かつ徹底した審議」の中で成熟した民法典によって財産と権利を保護することをフランス国民に約束する旨の告示を発した。⁽⁴³⁾

2 民法典制定過程への関与

「ポルタリスこそ、コード・シヴィルの父だ」と、カピタン (Henri Capitant, 1865-1937) は言う。フランス民法

典の起草に貢献したすべての法学者の中で、ポルタリスはその高い学識と豊富な経験をもって主導的な役割を果たした。⁽⁴⁶⁾ポルタリスの貢献度に着目すれば、この評価に過不足はなからう。しかし他方、ポルタリスは当初、法の統一は専制政治につながる主要な手段の一つであるとして、統一法の必要性に反対する考えを持っており、しかも数年間、彼は法典の実現可能性についても強い疑念を抱いていたことも事実である。⁽⁴⁷⁾ジャックミノーが未完成草案の提出にあたり、「この編纂事業において各人は覇権を争い、この大事業に自己の氏名を記すことを望む形となった。しかし、絶えざる砲火の裡に、暴徒の喧囂の裡に自己の声を徹せしめることは智者にも賢者にも困難なことであった」と述べ、⁽⁴⁸⁾当時はまだ安心して民法典を起草できるような環境にないことを指摘した。要するに、執政政府の下で安心して働くことができる環境を作った、ナポレオンという「強くて雄々しい手、万能な剣」⁽⁴⁹⁾が現れなければ、ポルタリスが民法典の父と呼ばれる日は来なかったかもしれないのである。

(1) 妨害の排除 コンセイユ・デタの審議を経て公のものとなった最初の法案(序章・第一章・第二章)は、「公式通告 (*Communication officielle*)」手続に則り、立法院 (*Corps législatif*) を通して護民院 (*Tribunat*) に提出された。⁽⁵⁰⁾そのうちの序章に関する法案は、護民院では六五票対一三票で否決され、立法院では、ポルタリスが、通常「序論的講演 (*discours préliminaire*)」と呼ばれる、かの有名な演説をしたにもかかわらず、一四二票対一三九票のわずか三票差で否決された。⁽⁵²⁾続く第二章「身分証書」は護民院で採択されたが、第一章「私権の享有及び喪失」は六一票対三一票で護民院により否決された。護民院の反対意見が非客観的なものばかりではないにしても、世間の目には「嫌がらせ」としか映らなかったようである。⁽⁵³⁾これに業を煮やした第一執政は、コンセイユ・デタと協議の上、第一章および第二章に対する立法院の決定を待たずに一八〇二年一月二日に法案の撤回を護民院に通告した。⁽⁵⁴⁾

ナポレオンは、自らが行おうとしている改革を妨害する護民院の議員たちの態度に落胆したこともあった。⁽⁵⁵⁾しかし、

立法者としての名声の失墜を恐れ、無制限の権力への道を阻まれることを望まないナポレオンはすぐに反撃に出た。⁽⁵⁶⁾ ナポレオンは、その数週間後にリヨンから第二執政カン巴塞レスに宛てた数通の手紙の中で、「全フランスが護民院の悪しき行いに憤慨している」(一八〇二年一月一三日)、⁽⁵⁷⁾「憲法上の機関が敵意をもって人たちが構成されている限り、前進できるとは思わない」(一八〇二年一月二四日)⁽⁵⁸⁾などと述べ、反対派議員を排除する必要性を強調した。⁽⁵⁹⁾ 反対派議員排除の第一歩として、政府はまず、両機関に今後いかなる草案をも提出しないことで立法作業を停止させた。こうして、フランス国民を当時すでに絶大な人気を誇っていた第一執政の味方につけることができた。⁽⁶⁰⁾ つぎに、ナポレオンは、カン巴塞レスの提案を受け入れ、一七九九年憲法(共和暦八年憲法)に則り、一八〇二年一月一八日の元老院令をもって、彼に反対する議員を護民院(一〇〇名)から二〇名、立法院(三〇〇名)から六〇名を願いに排除することに成功した。⁽⁶¹⁾

(2) 立法手続の改善　ところで、護民院と立法院が立法作業を阻害する原因は、両機関に法案修正権を認めない一七九九年憲法にもあるようにみえる。同憲法のもとでは、立法権は、執政すなわち政府、護民院と立法院に分割され、⁽⁶²⁾政府は、法律制定権を握り、コンセイユ・デタの助力を得てそれを行使した。⁽⁶³⁾ 法案を審議する護民院は、採決権も修正権も有せず、全体的に賛成するか否かの意見表明しかできず、立法院は全体として法案を承認するか否決するか採決権しか有しなかった、⁽⁶⁴⁾からである。

序章に関する草案が護民院によって否決されたことを受け、今後立法手続をどう進めるべきかについて協議するコンセイユ・デタの会議で、デュマ(Guillaume Mathieu Dumas, 1753-1837)から、護民院に対して「予備通知(*communication préliminaire*)」をしたかどうかという提案がなされた。⁽⁶⁵⁾ デュマの提案は、その場では受け入れられなかったが、⁽⁶⁶⁾第一執政はリヨンに向けて出発する日に、コンセイユ・デタで法案を護民院に非公式に通知すること

を擁護した。⁽⁶⁷⁾そこで、政府は一八〇二年四月八日の決定により、政府と護民院による法案についての事前協議を可能にするいわゆる「非公式通知 (Communication officieuse)」制度を導入し、法案の円滑な通過を図ろうとした。⁽⁶⁸⁾この制度によれば、コンセイユ・デタで作成された法案を政府首脳に提出し、コンセイユ・デタ総会の採決に送付するに先立ち、コンセイユ・デタの事務総長はいったん政府の使者を介してそれを護民院の関係部に非公式に送付した。護民院の部会はそれについて議論した上、同じく政府の使者を介して、それに対する意見や改正案を記録した議事録をコンセイユ・デタの事務総長に返送し、事務総長はそれを立法部 (Section de legislation) に転送することになっていた。コンセイユ・デタ立法部は、護民院の意見や改正案を受け入れる場合には、それに鑑定意見書を付してコンセイユ・デタ総会に提出するが、それを拒否する場合には、第二執政カンパセレスが議長を務める下で、立法部と護民院の関係部会が協議をし、その協議の結果が立法部によって総会に報告されることになっていた。総会は、それらを踏まえて最終案を採択して第一執政に提出し、さらに立法院に提出して、立法院が当該法案を公式に護民院に転送する、というものであった。⁽⁶⁹⁾非公式通知という制度の導入によって、一七九九憲法のもとで立法機関の一つでありながら、政府提出の法案に対して修正権がなく、それを全体として賛成するか否かを表明しうるにとどまった護民院は、自己の意見や改正案を反映させることができるようになったのである。

自らの改革を妨害しようとしているかと思っていた反対派を排除し、法案の円滑な通過のための手続を用意したナポレオンは一八〇二年九月九日に、約八か月間止まっていた審議を再開し、民法典制定作業を加速させた。⁽⁷⁰⁾一八〇三年三月から一八〇四年三月までの一年間、民法典を構成する三六個の単行法律が順次採決・公布され、最後に、一八〇四年三月二一日法によって、一つの法典にまとめられ、「フランス人の民法典」という名で成立した。⁽⁷¹⁾

(3) 議事録作成の提案 一七九九年にコンセイユ・デタが創設された当初、議事録は会議での議論を再現する

ように作成されることになっていた。ところが、一七九九年二月二六日のコンセイユ・デタの会議（おそらく第二回会議）で、ブリュヌ（Guillaume-Maria-Anne Brune, 1763-1815）将軍（のち元帥）は、議論の再現をせず、単に議題と審議結果のみを記録して議事録を作成すべきことを提案し、了承された。⁽⁷²⁾

しかし、第一執政は、自ら議長を務めた民法典草案を審議するための第二回会議（一八〇一年七月二二日）で、法案審議の際は、当初発表されたとおりに議事録を作成し印刷すべきではないかという問題提起をした。この提案について、意見が分かれていた。ティボドー（Antoine-Claire Thibaudeau, 1765-1854）は、単なる要約に賛成した。⁽⁷³⁾ 他方、ロデレール（Pierre-Louis Roederer, 1754-1836）は、民法典草案の審議に第一執政が出席しており、その発言がのちにどのように引用されるかを注意深く留意しなければならないという考慮に基づき、別の案を示した。それによれば、まずは原案を提示し、次に原案に対する懸念事項、修正案および修正理由などを提示する、というものであった。⁽⁷⁴⁾ ロデレールの懸念に対して、第一執政はこう答えた。

「コンセイユ・デタでの審議は、民法に関するあらゆる題材を対象としており、法律専門家だけで行われているわけではない。したがって、市民ロデレールが話す議事録よりも不正確なものを見つけ出すことは避けられない。：しかし、そのことを気にする必要はない。名高い法学者たちが、その述べたことを注意深くチェックすればよい。彼らがまったく正当にした評価は、彼らにとってふさわしくないものを一切表に出さないことを要求するのだ。だが、法学を理解する必要がまったくくない人や、議論に正義感のみを寄与する人は、その発言にそれほど注意する必要はない。」⁽⁷⁵⁾

最終的には、ナポレオンの案が、トロンシエやポルタリスの支持を得て、コンセイユ・デタによって了承された。⁽⁷⁶⁾ 上記ナポレオンの発言から、民法典制定への関わり方を示すナポレオンのメッセージを読み取ることができる。すなわち、私（ナポレオン）は素人の意見をいうが、それを条文化するのは法律専門家の仕事だ、というのである。ナポレオンがどのような動機で議事録に関する提案をしたのかは明らかでないが、「もし国務院会議での議事録がしっかりとられるなら、後世の人びとにふさわしい記念物が残せるということになるだろう」（一八〇一年三月二一日の発言⁽⁷⁷⁾）や、セントヘレナでの回想（後述五）の内容からは、自らの発言を後世に残す意図があったようにも見える。少なくとも、結果的には、議論を再現した議事録を通して、「立法者としてのナポレオン」を実証可能な形で後世に残すことができたのである。

（4）審議の迅速化 民法典の制定に情熱を注ぐナポレオンは、その並外れたエネルギーをもって、審議の迅速化を図ることができた。⁽⁷⁸⁾ そんなエネルギーなナポレオンについて、ロデレールの証言がある。それによれば、「ある日、夜中の二時頃、陸軍大臣が行政会議（*Conseil d'administration*）で居眠りをし、数人の委員が疲れ切って目を閉じた時に、ボナパルトは言った。『目を覚ませ！ 市民たちよ。目を覚ませ！ まだ二時にすぎない、フランス国民がわれわれに与えている金を有効に使わなければ。』」⁽⁷⁹⁾と。

コンセイユ・デタの会議の開催時間は通常二、三時間であるが、ナポレオンが議長を務めるときはいつも昼の十二時から、夜の七時、八時、ときには九時まで行われていた。⁽⁸⁰⁾ 五、六時間ぶっ通しで行われることもしばしばあった。⁽⁸¹⁾ この法典を完璧に仕上げるのがナポレオンの願いであり、自分にとって重要だと思われる議論には必ず参加し、彼が議長を務めた会議では、激論が交わされることが多く、それだけ時間も長くなったのである。⁽⁸²⁾ これとは対照的に、有名な美食家でもあるカンバセレス氏が議長を務めたときは、いつも夕食の時間を守るようにしていた。⁽⁸⁴⁾ それができ

たのも、ナポレオンが出席しない会議では、議論なく終わり、単に前の会議でコンセイユ・デタによって採択され、立法部で校訂した後には再提出した様々な草案の審議に終始するだけでよかったこともよくあった、からである。⁽⁸⁵⁾

しかし、長時間の審議にもかかわらず、ナポレオンの集中力が途切れることはなかった。ロデレールによれば、エジプトからの良い知らせも悪い知らせも、コード・シヴィルの制定作業から第一執政の注意をそらすことができなかった。⁽⁸⁶⁾

民法典制定を急ぐナポレオンの気持ちは、彼とポルタリスとの間で交わされた次の会話からもひしひしと伝わってくる。ある日、序論的講演についてポルタリスに話しかけた時のことである。

第一執政は笑いながら言った。「市民ポルタリスよ。あなたは怠け者だ。今、すべてがコード（訳注―民法典）を呼んでいるのだから、急がなければならない」。これに對して、ポルタリスはこう答えた。「ああ、將軍。あなたは本当に誰もがあなたの魔法のような才能を持っているとお考えですか？ 法典は国家の偉大なモニュメントであることをご存知でしょうね。整理するのは、そう簡単ではありません」。「そうだ、間違いない」とボナパルトは答えた。「だが、前進しなければならない。常に前進だ！」⁽⁸⁷⁾

3 民法典草案審議への関与

(1) 討論への積極的参加 一八〇一年七月から一八〇四年三月までの間、コンセイユ・デタで民法典草案を審議するために開催された会議は計一〇二回あった。將軍として、そして政治家として、ナポレオンは多忙を極めたにもかかわらず、そのうちの五九回の会議に出席し、その議長を務めた。⁽⁸⁸⁾ その「高い理解力、高度な知性、底知れぬ精力、豊富な経験および何事にも真剣に取り組む生来の好奇心」をもって、民法典草案の審議にも精神的に取り組み、

議論の場で重要な役割を果たしていた。

ナポレオンは、自らが議長を務める会議で、並々ならぬエネルギーで議論をリードし、それを充実させていた。⁽⁹⁰⁾ コンセイユ・デタにおける審議の場でのナポレオンの活躍ぶりについて、ティボドーは、印刷された議事録で証明できないことがここに書かれていないことを断った上、次のように語った。

「第一執政は、この法典が議論されたconseil・デタの会議の大半で議長を務め、活発な活動をした。彼は議論に挑み、常にそれを持続させ、それをリードし、常に活性化させていた。彼は、一部の評定官のように、洗練されたスピーチや言葉の選択、流暢な話し方によって輝こうとしなかった。彼は、完全に自然体で、気取らず、見栄を張らず、率直に、会話スタイルで話し、討論のテーマや反対意見、議論の状況に必要なとされれば、自然に盛り上がっていった。彼は、conseil・デタのメンバーの誰よりも劣ってはいなかった。ときには、つまり問題に簡単に解き明かし、適切な考えを展開し、力強く論証をしたときには、彼らの中の最も優秀な者に匹敵することもあった。彼は、独自の表現方法で、しばしば彼らを凌駕した。⁽⁹¹⁾」

確かにナポレオンは法律の専門家ではない。しかしそれは、ナポレオンに法の素養がないことを意味するものではない。若きころのナポレオンは、旺盛な読書欲を持っていた。ユスティニアヌスの『法学提要』を丸暗記していたというロデレールの証言がある。⁽⁹²⁾ また、一八世紀の思想家、ヴォルテール、ルソーの著作や、モンテスキューの『法の精神』を読んだとも言われている。⁽⁹³⁾ フランス民法典の簡素でわかりやすい文体が、ナポレオンがフランス民法典全体に与えたきわめて重大な影響の一つとして挙げられている。⁽⁹⁴⁾ おそらくモンテスキューの影響を受けたであろうが、ナ

ポレオンは法律の簡素化原則に燃えていた。⁽⁹⁶⁾ 法律の文体が簡潔で単純でなければならないとするのはモンテスキューの要求であるが、それを法典で実現することは困難だとされてきた。ナポレオンは、その困難さを認識したにもかかわらず、民法草案の編集者やコンセイユ・デタの評定官たちとともに、簡素でシンプルな文体を民法典で実現したのである。⁽⁹⁷⁾ トロンシェおよびポルタリスが「ナポレオン・ボナパルトを最初の読者として持つことを考えつつ書いた」⁽⁹⁸⁾と言われているが、これこそが、モンテスキューが要求していた簡素でシンプルな文体を民法典で実現することを可能にした要因ではないだろうか。

(2) 父権のあり方 ナポレオンは、自らが議長を務めた五九回の会議で、八九個のテーマ領域について審議に加わり、ポルタリスやトロンシェの権威に屈することなく、自分の疑問や考えをぶつけ、そのうちの五九個の問題について自分の主張を貫くことができた。⁽⁹⁹⁾ 本稿では、その一例として、父権のあり方についてのナポレオンの主張を取り上げることとする。

フランス革命前までのフランス民法は、南部の成文法地方と北部の慣習法地方に大きく分かれ、両者の間では、「父の権力 (*Macht des Vaters*)」についての考え方が異なっていた。⁽¹⁰⁰⁾ 南部の成文法における父権 (*Puissance paternelle*) は、ローマ法上の家父長権 (*Patria potestas*) と同様に、⁽¹⁰¹⁾ 単なる保護の考えを超え、⁽¹⁰²⁾ 権力の保持と父親の利益の追求をその本質とする強力なものであった。⁽¹⁰³⁾ しかも、この父権は、原則として、家長である父が生存する限りにおいて存続するものであった。⁽¹⁰⁴⁾ これに対し、北部の慣習法においては、「父権は存在しない」との法諺⁽¹⁰⁵⁾があるように、ローマ法の意味における家父長権を知らなかった。⁽¹⁰⁶⁾ そこでの父権は子の利益のためにのみ働き、⁽¹⁰⁷⁾ しかも未成年の子に限り存在していた。⁽¹⁰⁸⁾ もっとも、子が親の同意なくして婚姻しうる年齢を成人年齢よりも遅く設定されとともに、親の同意なしに婚姻をした子に対して相続廃除 (*exherédation*) という手段を持つことについては、成文法地方と慣習

法地方とでは、異なるところはなかった。⁽¹¹⁾

自由・平等の原則を掲げ、古い束縛から個人を解放することを標榜する一七八九年のフランス革命は、とりわけ南部成文法における強い父の權威を解体に向かわせた。一七九二年八月二八日デクレによって父權の効力の及ぶ範圍が未成年者に限定され、これによって、北部慣習法の原則がフランス全土に及ぶように普遍化・一般化した。⁽¹²⁾ 一七九二年九月二〇日デクレによって、成人年齢が二一歳に設定された。⁽¹³⁾ さらに、一七九四年八月二六日解釈デクレ(第三問)によって、父がその強力な父權を維持するための手段として持っていた相続廢除の權利が剥奪された。⁽¹⁴⁾

フランスにおいて、父の權威を維持するために必要とされてきた懲戒權は、少なくとも中世を通じて存在していた。⁽¹⁵⁾ 絶対王政時代に入って、父は、懲戒權の行使として、自己に反抗する子どもを投獄することができるようになったが、父による權利の恣意的な行使を回避するために裁判所の関与を認めた。⁽¹⁶⁾ 中間法 (*Droit intermédiaire*) 時代では、父による懲戒權の行使に裁判所を関与させることを再確認するとともに、懲戒權行使の対象を二〇歳未満の子とし、投獄の期間も最大限一年に抑えられた。⁽¹⁷⁾

一八〇一年一月一七日にコンセイユ・デタに提出された父權に関する法律案の初稿は全一五条からなり、第一・六条において懲戒權に関する規定が置かれていたが、⁽¹⁸⁾ 中間法時代の内容をほぼそのまま引き継いだ。同法律案第一条は、「父は、子の行動に対して著しく重大な不滿の原因を抱き、その逸脱を抑えることができないときは、その子を懲戒場に拘禁させることができる」とし、そして、父による懲戒權の濫用を防ぐため、第二条においては裁判所の関与のもとで行使することを要することを定め、第三条においては拘禁できる期間を定めた。⁽¹⁹⁾ トロンシェの説明によれば、父權に関する草案の規定は次の精神に基づくものである。すなわち、「父權は自然に基づいて法律によって確認された權利である。それは、両親に、まだ婚姻によって独立していない未成年の子およびその財産の管理監督をする

權利を付与する」という。⁽¹⁴⁾

ナポレオンは、自由主義の要求を家族法にも貫き通すこと、とりわけ子の權利を正當に拡大することを望んでいた。⁽¹⁵⁾ この立場に立ち、ナポレオンは、子どもに対する父權の保護機能と温情機能とりわけ父の權威 (väterliche Autorität) を前面に押し出すことを特徴とするさまざまな提案や問題提起をした。ナポレオンの考えでは、法案の中では、本来、子どものことをその出生時から考え、子どもにどのような教育を受けさせるべきか、職業選択のための準備をどのようにすればよいか、どのような要件のもとで結婚し、旅行し、身分を選択することができるのかを規定しなければならぬ。⁽¹⁶⁾ にもかかわらず、「この節『の規定』は、父親が自分の子どもを監禁することができるように決定したのだ!」と、委員会草案(第一―六条)を厳しく批判した。⁽¹⁷⁾ もっとも、ナポレオンはこの草案を覆すことに成功せず、草案はほぼ内容を変えずにフランス民法典三七五条から三八一条に組み込まれた。⁽¹⁸⁾

他方、ナポレオンの提案により成立した規定が二つある。第一、父權に基づく原則として、子は父親の同意なしに親元を離れることも旅をすることもできない。もしそうしたら、父親はその子連れ戻す權利を有する旨を提案した。⁽¹⁹⁾ それにあわせて、上記原則に対する例外として、息子が父の同意なしに志願兵として入營することができる旨の提案をした。⁽²⁰⁾ この提案は、「息子が父の同意なしに兵役志願しうる年齢を一八歳に設定すること」を旨とするデュマおよびトレイヤール (Jean-Baptiste Treillard, 1742-1810) の提案と併せて採用され、フランス民法典原始規定三七四条となった。⁽²¹⁾ 第二、子は父親に対して、その財産状況に応じた教育を受けることを請求することができないのか、という問題提起をした。⁽²²⁾ つまり、子に財産状況に応じた教育を受けさせる義務を負う父親に対して、子がその義務の履行を請求することができることを要求したのである。この要求は、コンセイユ・デタに提出された最終稿に追加された第一五条の第二号として規定され、フランス民法典三八五条二号の原始規定となった。⁽²³⁾ ナポレオンは、この規定の

知的創始者とみなされている。⁽¹²⁾

ナポレオンは、子の行為に対する父親の民事責任に関する規定を設けるべき旨の提案をした。この提案に対して、トロンシェは、それは父権に基づく原則から派生したものではないから、準契約のところで規定すべきものだと言明した。⁽¹³⁾

以上の例を見るだけでも分かるように、ナポレオンには、将来の法秩序のあるべき姿を描く能力があった。しかし、それを法規定に具現化するのには、軍人であるナポレオンの仕事ではなく、法律専門家の仕事であらう。

4 ナポレオンの動機

以上の考察を踏まえ、フランス民法典は統一民法典の制定に対するナポレオンのゆるぎない政治的決意と、ナポレオンによって指名された「法典編纂者の専門的資質と改革的知性」⁽¹⁴⁾との合体から生まれたのだといえよう。以下において、他国との戦争を遂行することと国内政治の安定化を図ることとで多忙を極めるはずのナポレオンを民法典制定に駆り立てたものは一体何かを検証したい。

(1) アレクサンドロス大王への憧れ ナポレオンが若きころもっとも尊敬する古代の偉人はアレクサンドロス大王や、カエサルであった。⁽¹⁵⁾ 彼は、アレクサンドロス大王やカエサル、スキピオ、ハンニバルなど古代の著名な軍人の中でも、とくにアレクサンドロス大王が好きで、「私はアレクサンドロスを一流のランクに置きます」と語り、アレクサンドロスと肩を並べ、アレクサンドロスを超えたいという思いが強かったと、⁽¹⁶⁾ ブリエヌ兵学校でナポレオンと同窓だった私設秘書のブリエンヌ (Louis-Antoine Fauvellet de Bourrienne, 1769-1834) ⁽¹⁷⁾ がのちに回想している。一八一六年三月一〇日〜一二日の間に、ナポレオンは流謫地のセント・ヘレナで、随行したラス・カーズ (Emmanuel

Augustin Dieudonné, Comte de Las Cases. 1766-1842) に次のように言った。「イタリア遠征の際に、アドリア海のほとりに着いたとき、私は総裁政府に宛てて、私はアレクサンドロス大王の王国を目の前にしている、と書き送ったのだ⁽¹⁰⁾」。さらに、エジプト遠征時、アレクサンドリア上陸前の一七九八年六月二日に発した軍への布告の中で、アレクサンドロスへの対抗意識をむき出しにしたまま、兵士たちに次のように語った。

「われわれがやがて出会う最初の都市は、アレクサンドロスの建設にかかるものである。われわれは一步ごとに、われわれフランス人の競争心をかきたてるに足る記念物の数々を見出すであろう⁽¹¹⁾」。

一七六九年にコルシカ島の家父長的大家族の中で生まれ、コルシカ貴族を父に持つナポレオンは九歳の時に、フランス本国のオータンのコレージュに入学したが、それから間もなく、一七七九年に国王の給費生としてブリエンヌ兵学校に入学した。一七八四年からパリ士官学校で一年間の勉強を経て、一七八五年の秋にラ・フェール砲兵連隊に配属され、軍人としてのスタートを切った⁽¹²⁾。一七九三年のトゥーロン攻囲戦で砲兵将校としてその名を轟かせたナポレオンは、一七九六年の第一次イタリア遠征の時から数々の戦いで勝利を勝ち取り、いつしか「常勝將軍⁽¹³⁾」と呼ばれるようになった。

ナポレオンは、自分の名前を不滅のものにする大きな功績を追い求めていた⁽¹⁴⁾。最初、それは戦に勝つことを意味した。ナポレオンは言う。「私の権力は私の栄光に由来している。そして私の栄光は私がかちえた数々の勝利に由来している。もし私がおも栄光と新たな勝利を権勢の基礎に加えなければ、私の権力は失墜するだろう。私の今日あるのは征服のおかげなのだ。征服のみが私を支えてくれるのだ⁽¹⁵⁾」。戦争に勝利を重ねたことでフランス国民から絶大な

人氣を獲得したナポレオンは、ブリュメールのクーデターによってフランスの事実上の支配者となった。ワートルロ
ーで敗れたナポレオンは、一八二一年五月五日セントヘレナ島でその生涯を閉じようとするときに発した最後の言葉
は「先頭…軍…」であつた。⁽⁴⁷⁾ このことから分かるように、ナポレオンの体にはやはり軍人の魂が宿つていたのであ
る。⁽⁴⁸⁾

しかし、ナポレオンは「常勝將軍」という栄光だけでは満足せず、さらに立法者という栄冠を欲しがつていた。セ
ントヘレナで、「アレクサンドロスは、偉大な將軍、偉大な政治家、偉大な立法者であることを一度に示した」と述
べたように、ナポレオンは、常にアレクサンドロス大王を意識し、それに自身を重ねていたのである。そして、彼が
心血を注いだフランス民法典が「ナポレオン法典」と命名され、ヨーロッパないし世界各国のモデルとして採用され
た時に、ナポレオンはついにアレクサンドロス大王を超えるという夢を実現したのである。

(2) 新生政権の基盤強化 一七九九年二月一日、一七九九年憲法が国民投票に付するために発表されると
ともに、次の布告が発せられた。

「憲法は代議制の眞の原則、所有・平等・自由の神聖な權利にもとづくものである。…市民諸君、革命はその
発端となつた諸原則に固定される。革命は終わった。」⁽⁴⁹⁾

ボナパルトは、幾たびもの戦争に勝利したことによってフランスを強くし、ブリュメールのクーデターで執政政府
を開き、自身が第一執政となつて、事実上フランスの支配者となつた。⁽⁵⁰⁾ この時点から、ボナパルトは単に兵士を率い
る將軍から、國民を率いる國家のトップとなつたのである。ナポレオンもこの点を自覺していた。一八〇二年五月四

日、第一執政は、「私が統治するのは將軍としてではない、国民が、統治するにふさわしい市民的資質を私がもっていると信じてくれているからだ」と述べた。⁽¹⁰⁾さらに、レジオン・ドヌール勲章の創設（一八〇二年五月一九日）を議論するコンセイユ・デタの会議でも、同じことを述べた。「私は、計り知れない心配をする市民に対し、フランスは決して軍人に統治されることはないだろうと、しばしば強調してきた：第一執政として、私は軍人としてではなく、一市民として統治しているのだ」と。⁽¹¹⁾フランスの事実上の支配者となったナポレオンにとって、今や国家元首（Staatsoberhaupt）という職務の遂行能力を証明し、できるだけ早くその政權基盤を固めることが最重要課題となった。ボナパルトは、フランス革命を発生させた根本原因だった破綻に近い国家財政を再建し、行政司法の再編成を通して中央集権化を図り、および「人民は宗教を必要とする。この宗教は政府の手中ににぎられねばならぬ」という固い信念をもって政府内部からの根強い反対を押し切り、ローマ教皇ピオ七世との間で宗教協約（Concordat）を成立させ（一八〇一年七月）、⁽¹²⁾そして民法典による速やかな法的統一を実現することで、その目標を達成しようとした。⁽¹³⁾

ナポレオンは、民法典の制定によって、フランス革命以来、法の統一に対する国民議会ないし第三身分の強い要求を満たした。⁽¹⁴⁾民法典を制定して速やかに法的統一を実現することが自己の政權を固めるために必要不可欠だということを知っているナポレオンは、一八〇六年に征服したナポリ王国の王に据えた兄のジョゼフ（Joseph Bonaparte, 1768-1844）⁽¹⁵⁾に宛てた手紙（一八〇六年六月五日付）の中で次のように述べて民法典の導入を勧めたのである。

「ナポリにコードを導入しなさい：それはあなたの権力を強固なものにします：これがまた、民法典を勧め、それを導入するように私を動かしたのです。」⁽¹⁶⁾

四 フランス人の民法典からナポレオン法典へ

1 フランス固有の法として生まれた民法典

一八〇四年三月一九日に民法典草案が立法院に提出された際、ポルタリスは、立法院において、提出の理由について次のように述べた。⁽¹⁶⁾「同一の主権のもとにある人達でも、同一の法に服するのでなければ相互のあいだでは異邦人なのである。…われわれは、プロヴァンス人でもブルターニュ人でもアルザス人でもない。われわれはフランス人である」と。⁽¹⁶⁾ポルタリスのいうように、フランス民法典は最初、フランス人のための民法典として設計されたのである。

「私は、私の民法典を植え付けたところにはどこにでも自由の種を惜しみなく播いたのである」と、⁽¹⁶⁾後年のナポレオンが語ったように、フランス民法典をヨーロッパ共通法のモデルとする構想は、ナポレオンにあった。しかし、民法典の制定を決意した時からすでにこの構想を持っていたとは考えられない。ナポレオンにとって、民法典を作ることは、まず統一民法典の誕生を切望する九九％のフランス国民に対する約束を果たし、もって自分の政權基盤を固めることに意義があるからである。最近の研究成果がこのことを明らかにした。それによれば、一七九九年から一八〇四年までの間は、「起草者にとっても、ボナパルトにとっても、そしてこの法典を推進したすべての人にとっても、それはフランス人の民法典の生成であって、ヨーロッパと世界のための法典の生成ではない」、⁽¹⁶⁾と。

古くからのフランス人はもちろんのこと、征服と併合によって発生した新しいフランス人もこのカテゴリーに入る。⁽¹⁶⁾

したがって、民法典成立の前後を問わず、フランスに併合された領土——たとえば、ベルギー（一七九五年併合⁽¹⁰⁾）、ライン川左岸地域（一八〇一年併合⁽¹¹⁾）、ルクセンブルク（一七九五年併合⁽¹²⁾）のほか、サヴォイア（サボア）とニース（一七九六年併合⁽¹³⁾）、ピエモンテ（一八〇二年併合⁽¹⁴⁾）、ジェノヴァとリグーリア（一八〇五年併合⁽¹⁵⁾）などイタリアの諸地域など——には、「フランス人の民法典」はそのまま、自動的に、直接に適用された。

2 ヨーロッパ諸国へのフランス民法典の普及

ところが、ナポレオンはその力を背景に、自己の支配下または保護下に置いた国々にもフランス民法典を広げようとした。

イタリアについていえば、一八〇五年三月、皇帝ナポレオンはイタリア共和国（一八〇二年一月成立）をイタリア王国に変え、自らその国王となった⁽¹⁶⁾。その直後に民法典を新王国に導入することを表明し、同年六月に民法典をイタリア語とラテン語に翻訳するよう命じた⁽¹⁷⁾。一八〇六年四月一日、イタリア語に翻訳された民法典は、*Codice di Napoleone il Grande pel Regno d'Italia* という名称でイタリア王国に導入されることとなった⁽¹⁸⁾。そして、ナポレオンは、ナポリ王ジョセフに宛てた一八〇六年六月五日の書簡の中で、ナポリ王国への民法典の導入を強く勧めたことは前述のとおりである（前掲三⁽⁴⁾）が、民法典が実際に導入されたのは一八〇九年一月一日であった⁽¹⁹⁾。その結果、フランスの政治的影響力が及ばないサルデーニャ島とシチリア島を除いて、イタリアのほぼ全土に民法典が導入されたのである⁽²⁰⁾。さらに、一八〇六年にドイツ西部の諸邦がフランスを盟主とするライン同盟（Rheinbund）が結成されると、ナポレオンはライン同盟諸国に対して民法典の継受を迫り、一八〇七年にジャンパーニエ（Jean-Baptiste Nompère de Champagny, 1756-1834）⁽²¹⁾ を使節として派遣し、ライン同盟国の君主に「ヨーロッパ共通法（*droit commun*

d'Europe)」のモデルとして民法典の導入を働きかけた。⁽⁸⁾

「同一の主権のもとにある人々が同一の法に服すべきだ」というポルタリスの考えに従うならば、フランス民法典の施行をフランス帝国の範囲内に限定する限りにおいては、フランス人の民法典という名称で十分である。しかし、それをフランス帝国以外の国々にも広げたとき、または広げようとしたときは、各国がそれを自国の法律として採用する場合に適切な名称を付ける必要が生じたのである。一八〇七年、民法典の新版と「ナポレオン法典」という新しい名称の採択に際し、ビゴ・ド・プレアムヌーは、立法院で演説を行った。⁽⁹⁾ その中で、ビゴ・ド・プレアムヌーは、「民法典はフランス固有の法律でしたが、それは、ヨーロッパの一部の人々の共通法になったのです」と述べ、名称変更の必要性を強調した。その後、フランス民法典は、「ナポレオン法典」という名称で、ヴェストファーレン王国（一八〇八年施行）、⁽¹⁰⁾ バーデン大公国（一八〇九年施行）、⁽¹¹⁾ ベルク大公国（一八一〇年施行）⁽¹²⁾ などライン同盟諸国のほか、オランダ王国（一八〇九年施行）⁽¹³⁾ やワルシャワ大公国（一八〇八年・一八一〇年施行）⁽¹⁴⁾ などの国々に取り入れられた。

五 結びに代えて

一八一五年六月のワーターローの戦いで敗れたナポレオンは同年一〇月一七日、その身柄の扱いを一任されたイギリスによって、南大西洋に浮かぶ絶海の孤島、セントヘレナ島へ流謫され、⁽¹⁵⁾ 一八二一年五月五日にその地でその生涯を閉じた。セントヘレナ島上陸の翌年九月二六日に、ナポレオンはその人生を次のように振り返った。

「私の栄光は、四〇回の戦いに勝ったことに由来するものでもなければ、フランス国民にその統治形態を変更するのをあえて禁じようとした王たちに私の意思を押しつけたことに由来するものでもない。ワートルローは数々の戦勝に関する記憶を消し去るであろう。あたかも、最後の行為がそれまでの行為を忘れさせるように。しかし、何ものも消し去ることのできないもの、永遠に生き続けるであろうもの、それは私の民法典であり、私のコンセイユ・デタの議事録であり、私が大臣たちに宛てたすべての書簡であり、要するに、私が行政官として、フランスという大家族を再興させた者として成し遂げたすべての善である。」^(四)

その行間ににじみ出てくるのは、フランス民法典に対する特別な愛着であった。この愛着は、一八〇七年にナポレオン主導のもとで制定された五つの法典のうち、民法典だけをナポレオン法典と名付けたことによってすでに裏付けられていた。今日では誰もが認める世界初の近代的民法典について、ナポレオンは一八〇八年一〇月二二日に、すでに「民法典は世紀の法典である」と豪語していたのである。^(五)そして、この愛着は決してナポレオンのうぬぼれではない。

フランス民法典成立直後の一八〇五年に、ロクレは、『ナポレオン法典の精神——議論に基づく』という著書の第一巻と第二巻を出版し、一般著書のタイトルとしてナポレオン法典という名称を使用し始めたのである。フランス民法典制定時にコンセイユ・デタの事務総長を務め、民法典草案審議の議事録を編集した責任者という立場にあったロクレは、議論の場でのナポレオンの活躍ぶりを身近に感じ、ナポレオンに対する尊敬の念から、ナポレオン法典という名を付けたと思われる。

一九〇四年にフランス民法典の一〇〇周年を祝う式典が盛大に催された後に気づかされた民法典の改正をめぐる動きをみて、ポワティエ大学法学部のサヴァティエ教授は、「共和暦八年に行われたことと、一九〇四年に行われたことを比較して、我々は、コード・シヴィルはナポレオン法典の名に値するものであることを知るだけである。それは一人の男、ボナパルトの意志の産物である」と述べた。

最後に、テーヴェンの言葉を引用して本稿を締めくくりたい。

「創作者の名前を冠するこの歴史的な法律作品を見るならば、ただその厳然たる意志だけをもってフランス民法を数世紀にもわたるカオスから脱出させ、フランスに初めて法の統一と権利の平等をもたらしたナポレオンには、当然同じ栄誉が帰せられる。」⁽¹⁸⁾

* 本稿を、学恩深き恩師・故下森定先生に捧げます。

【注】

- (1) Bulletin des lois de l'Empire français. 4e série, Paris 1807 (Google Books), Bd. 6, No. 154 bis, S. 1. 以下において、フランス語の文献を引用するときは、ドイツ語の文献を引用する場合に準じて、巻数を Bd. と表記し、ページ数を S. と表記するものとす。
- (2) Schlosser, Hans, Grundzüge der Neueren Privatrechtsgeschichte. Rechtsentwicklungen im europäischen Kontext, 10, völlig neu bearb. und erw. Aufl., Heidelberg 2005, S. 130. 木村健助「フランス民法典と判例」比較法研究九・一〇合併号（一九五五年）七頁、石井三記編『ロー・シヴィルの二〇〇年』（創文社、二〇〇七年）八頁（石井）参照。
- (3) Bulletin des lois de la République Française. 10e série, Paris 1852 (Google Books), Bd. 9, S. 831.
- (4) 訳文は木村・前掲注（2）七頁より引用した。
- (5) 木村・前掲注（2）八頁参照。

- (6) 木村・前掲注(2) 八頁参照。
- (7) 高橋康之「ナポレオン法典」『ジャパンナレッジ・日本大百科全書参照』。
- (8) 木村・前掲注(2) 八頁参照。
- (9) Zachariä, Handbuch des Französischen Civilrechts, 4. Aufl., Heidelberg 1837, Bd. 1, S. 10.
- (10) Zachariä / Puchelt, Handbuch des Französischen Civilrechts, 6. vermehrte Aufl., Heidelberg 1875, Bd. 1, Anm. 2 zu § 6. お「」内の文は筆者が付け加えたものである(以下同じ)。
- (11) Ferid/Sonnenberger, Das Französische Zivilrecht, 2. Aufl., Heidelberg 1994, Bd. 1/1, S. 94 und S. 94 (Fn 10).
- (12) 谷口知平『仏蘭西民法(一) 人事法(現代外国法典叢書)』(有斐閣 一九五六年復刊) 五頁。
- (13) 谷口・前掲注(12) 一〇頁以下。
- (14) 石井編・前掲注(2) 八頁〔石井〕。
- (15) 野田良之「ナポレオン法典」『フランク・B・ギブニー編『ブリタニカ国際大百科事典(14)』(ティビエス・ブリタニカ、一九九四年) 八六五頁。
- (16) Theewen, Eckhard Maria, Napoleons Anteil am Code civil, Berlin 1991.
- (17) Locré, La législation civile, commerciale et criminelle de la France, ou Commentaire et complément des codes français; •• Paris 1827-1829 (Google Books), Bd. 1-16.
- (18) 筆者はフランス語に明るくないが、テューエンの文中で引用されているフランス語の文献については、できる限りにおいて原典にあたるように努めている。
- (19) 江川英文編『フランス民法の一五〇年(上)』(有斐閣、一九五七年) 六〇頁(石崎政一郎執筆) 参照。
- (20) シュエス(稲本洋之助ほか訳)『第三身分と世帯』(岩波書店(岩波文庫) 二〇一一年) 一九頁(五二頁以下参照)。
- (21) Cauvière, Henry, L'idée de codification en France : Avant la Rédaction du Code civil, Paris 1910, S. 66. Vgl., Caroni, Pio, "Privatrechts : eine sozialhistorische Einführung, 2. unveränderte Aufl., 1999, S. 81.
- (22) Duvergier, Jean-Baptiste, Collection complète des lois, Décrets, Ordonnances, Règlements, avis du Conseil-d'État. 2e. éd., Paris 1834 (Google Books), Bd. 1, S. 312f.
- (23) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 36.
- (24) Duvergier, a. a. O. (Fn 22), Bd. 3, S. 277.

- (25) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 36; Schlosser, a. a. O. (Fn 2), S. 129. 中村義孝編訳『フランス憲法史集成』(法律文化社、二〇〇三年)一八頁参照。
- (26) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 37.
- (27) 谷口・前掲注(12)八頁、村井衡平「フランス民法典の草案(一)」神戸学院法学一〇巻一号(一九七九年)二一八頁参照。
- (28) 谷口・前掲注(12)八頁、村井・前掲注(27)二一八頁以下。
- (29) Schlosser, a. a. O. (Fn 2), S. 129. 一八〇〇年八月二日の執政命令で、カンバセレスの三つの草案とジャックミノ草案を草案審議の基礎とする旨を司法大臣に命じた(第三条)。Vgl. Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 42 und Fn 68, Fn 69. なお、「政府委員会草案」の名称は片山謙一「フランス民法典の編纂過程」関西学院大学法文学部研究年誌第五輯(一九四一年)一七七頁による。
- (30) Locré, a. a. O. (Fn 17), Bd. I, S. 346. Vgl. Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 37.
- (31) Locré, a. a. O. (Fn 17), Bd. I, S. 255. 訳文はポルタリス(野田良之訳)『民法典序論』(日本評論社、一九四七年)七頁以下より引用。
- (32) 同年二月三日、新憲法が制定され、臨時政府は正式に承認された。第一執政はナポレオン、第二執政にはカンバセレスが就任した(金澤誠「統領政府」ジャパンナレッジ・日本大百科全書参照)。
- (33) 谷口・前掲注(12)八頁、片山・前掲注(29)一七四―一七七頁参照。
- (34) Correspondance de Napoléon Ier : Publiée par ordre de l'Empereur Napoléon III, Nr. 5059, Paris 1860 (Google Books), Bd. 6, S. 555f.
- (35) 谷口・前掲注(12)九頁参照。
- (36) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 42.
- (37) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 43.
- (38) 前掲注(29)参照。
- (39) 谷口・前掲注(12)九頁参照。マルヴィルは、この四か月間で一生懸命頑張ってこの任務を完遂したと報告している。Vgl. Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 42 (Fn 73).
- (40) Ferid/Sonnenberger, a. a. O. (Fn 11), Bd. I/1, S. 94. アンシヤン・レジームとは、フランス革命期においては、革命以前の古い社会体制を指すものとして用いられたが、その後は、フランス史の時代区分として、ほぼ一六世紀から革命までの時期を指すものとなった(青山道夫ほか編『講座家族―家族の歴史』(弘文堂、一九七三年)一八〇頁以下(遅塚忠躬執筆)参照)。

- (41) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 42f..
- (42) Correspondance, a. a. O. (Fn 34), Nr. 5490, Bd. 7 (1861), S.121f..
- (43) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 43. ただし「ローヤン一般ヘント法」から得られたものはほとんど誤りである。Vgl., Locré, a. a. O. (Fn 17), Bd. 1, S. 73; Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 43 (Fn 77).
- (44) Correspondance, a. a. O. (Fn 34), Nr. 5634, Bd. 7, S. 245. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 43.
- (45) Capitant, Portalis, le Père du Code Civil, Revue critique de législation et de jurisprudence, Bd. 56 (1936), 187 u. 199; Levasseur, Alain, Code Napoleon or Code Portalis?, 43 (4) Tulane Law Review 762, 774 (1969).
- (46) Levasseur, a. a. O. (Fn 45), S. 765. 添路剛久「ギルタリス」ジャン・ナン・日本大百科全書参照。
- (47) Levasseur, a. a. O. (Fn 45), S. 765f.
- (48) 片山・前掲注(28) 一六頁より引用。
- (49) Levasseur, a. a. O. (Fn 45), S. 766.
- (50) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 43.
- (51) Locré, a. a. O. (Fn 17), Bd. 1, S. 244-316. 序論的講演とこの訳語はホルタリス(野田良之訳)・前掲注(31)による。
- (52) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 44.
- (53) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 46.
- (54) Correspondance, a. a. O. (Fn 34), Nr. 5907, Bd. 7, S. 452. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 46.
- (55) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 46.
- (56) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 46.
- (57) Correspondance, a. a. O. (Fn 34), Nr. 5917, Bd. 7, S. 459. ただし「Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 46」に依拠して訳出した。
- (58) Correspondance, a. a. O. (Fn 34), Nr. 5931, Bd. 7, S. 469. ただし「Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 47」に依拠して訳出した。
- (59) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 46f..
- (60) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 47.
- (61) Correspondance, a. a. O. (Fn 34), Nr. 5922, Bd. 7, S. 462. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 47f.. 谷口・前掲注(12) 一〇頁参照。
- (62) 一七九九年憲法二五条(中村編訳・前掲注(25) 八八頁)° Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 43.

- (63) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 43. 一七九九年憲法二五條、五二條（中村編訳・前掲注（25）八八頁、九一頁）。
- (64) 谷口・前掲注（12）九頁、平山栄一『フランス共和国八年の憲法』について『史学三五卷一・三号（三田史学会、一九六二年六月以下参照）。
- (65) Thibaudau, Mémoires sur le Consulat (1799-1804), Paris 1827, S. 221f. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 45.
- (66) Thibaudau, a. a. O. (Fn 65), S. 222. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 45.
- (67) Thibaudau, a. a. O. (Fn 65), S. 228. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 48.
- (68) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 49.
- (69) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 49.
- (70) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 50, 66. 前回の審議が行われたのは同年一月六日である。
- (71) 谷口・前掲注（12）一〇頁、中村義孝『一八〇四年ナポレオン民法典』（一）立命館法学二〇一七年第二号三二三頁以下参照。
- (72) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 51.
- (73) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 51.
- (74) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 51.
- (75) Locté, a. a. O. (Fn 17), Bd. 1, S. 82. ただし、Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 52 に依拠して訳出した。
- (76) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 52.
- (77) Malraux, André, Vie de Napoléon par lui-même, Gallimard 1991, S. 111. 訳文はアンドレ・マルロー編（小宮正弘訳）『ナポレオン四出』（朝日新聞社、二〇〇四年）一三七頁より引用した。
- (78) Ferid, Das französische Zivilrecht, Frankfurt am Main/Berlin 1971, Bd. 1, S. 119f.. もっとも、フェリドは、審議の迅速化の推進に与えるナポレオンの影響を評価しつつも、フランス民法典に与えた影響を過大評価してはならないと指摘した。
- (79) Roederer, Pierre-Louis Comte, Autour de Bonaparte: Journal du comte P.-L. Roederer: notes intimes et politiques d'un familier des Tuileries. Introduction et Notes par Maurice Vitrac, Paris 1909 (Google Books), S. 95. ただし、Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 57 に依拠して訳出した。翻訳に際し、大塚幸男『ナポレオン言行録』（岩波書店、一九八三年）一〇一頁を参照した。
- (80) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 60.
- (81) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 56.
- (82) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 68.

- (83) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 67f.
 (84) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 67.
 (85) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 67f.
 (86) Roederer, a. a. O. (Fn 79), S. 95. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 57.
 (87) Abrantès, Laure Junot, duchesse d', Mémoires de Madame la duchesse D'Abrantès, ou Souvenirs historiques sur Napoléon, la Révolution, le Directoire, le Consulat, l'Empire et la Restauration, Paris 1831 (Google Books), Bd. 4, S. 146. など、Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 43 に依拠して訳出した。
 (88) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 62-67. 第二執政カンバセレスが残りの四三回の議長を務めた。これについて、日本では諸説ある。八七回中の三六回(宮崎孝治郎『ナポレオンとフランス民法』(岩波書店、一九三七年)二二頁)、八四回中の三六回(桑原武夫編『世界の歴史(10) フランス革命とナポレオン』(中央公論社、一九六一年)三六七頁(桑原武夫ほか執筆))、一〇二回中の五七回(木村・前掲注(2))七頁、工藤庸子『近代ヨーロッパ宗教文化論 姦通小説・ナポレオン法典・政教分離』(東京大学出版会、二〇一三年)二二三頁)、一〇七回中の五二回(北村一郎『作品としてのフランス民法典』同編『フランス民法典の200年』(有斐閣、二〇〇六年)四四頁)など。
 (89) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 62.
 (90) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 54.
 (91) Thibudeau, a. a. O. (Fn 65), S. 411f. ただし、Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 54 に依拠して訳出した。翻訳に際して、宮崎・前掲注(88)一八〜一九頁を参照した。
 (92) Roederer, a. a. O. (Fn 79), S. 97. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 39. 草案審議中に、ユスティニアヌス法典の「章句を引用して委員をおごらかした」と言われてくる(井上幸治『ナポレオン』(岩波書店(岩波新書)、一九五七年)九六頁)。
 (93) 井上・前掲注(92)八頁。
 (94) 宮崎・前掲注(88)四二頁以下。
 (95) Arnaud, André-Jean, Les origines doctrinales du code civil français, Paris 1969, S. 58. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 247.
 (96) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 247.
 (97) モンテスキュー(野田良之ほか訳)『法の精神・下巻』(岩波書店、一九八九年第三刷)一九五頁。
 (98) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 247f..

- (99) 宮崎・前掲注(88)四三頁。
- (100) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 237. テーヴェンは、同著の第一部第一章(六九—二三五頁)において詳細な検証を展開している。
- (101) Jac, Ernest, Bonaparte et le Code civil: De l'influence personnelle exercée par le Premier Consul sur notre législation civile, Paris/Lyon 1898, S. 94. 田中通裕「フランス親權法の發展(一)」法と政治三八卷一号(一九八七年)九四—九七頁参照。
- (102) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 182.
- (103) Maleville, Analyse raisonnée de la discussion du Code civil au Conseil d'État, Paris 1805 (Google Books), Bd. 1, S. 377f. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 182.
- (104) Maleville, zit. Loaré, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 16. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 182.
- (105) 田中・前掲注(10)九五頁参照。
- (106) Jac, a. a. O. (Fn 101), S. 94. 田中・前掲注(10)九五頁参照。
- (107) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 182.
- (108) Jac, a. a. O. (Fn 101), S. 94. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 182.
- (109) Ourliac, Paul/Malefosse, Jehande, Histoire du droit privé Bd. 3 : Le droit familial, Paris 1968, S. 80. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 182. 田中・前掲注(10)九六頁参照。
- (110) 成文法地方に於ては、Maleville, zit. Loaré, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 16 参照。慣習法地方については、田中・前掲注(10)九七頁参照。北部慣習法地方では、一七世紀に入つて、国王權力による父の權威の強化が図られていた(『稲本洋之助『フランスの家族法』(東京大学出版会 一九八五年)三三五頁以下参照)。
- (111) Duvergier, a. a. O. (Fn 22), Bd. 4, S. 375f. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 182. ただし、テーヴェンは一七九二年三月二八日デクレートのことが、一七九二年八月二八日の誤植であらう。
- (112) Ourliac/Malefosse, a. a. O. (Fn 109), S. 80. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 182f.. 田中・前掲注(10)一〇四頁参照。
- (113) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 183.
- (114) Duvergier, a. a. O. (Fn 22), Bd. 7, S. 258. 稲本・前掲注(10)三三六頁および三三七頁脚注(66)／田中・前掲注(10)一〇四頁以下参照。この立場は政府委員会草案に受け継がれた(Loaré, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 17)。
- (115) 田中・前掲注(10)九一頁参照。
- (116) 田中・前掲注(10)九六頁参照。

- (117) フランス革命勃発の一七八九年からフランス民法典成立の一八〇四年までの約一五年間を指す（山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会、二〇〇二年）一八六頁参照）
- (118) 田中・前掲注（101）一〇三頁以下参照。
- (119) Locté, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 12-16. 田中通裕「フランス親権法の発展（二）」法と政治三九巻一号（一九八八年）二八頁参照。
- (120) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 183f. 初回は六月を超えないものとし、釈放された子が拘禁の原因となった行為を再発させたときは一年とすることができ（第一項）、父親は第一項に定める期間を短縮することができる（第二項）。
- (121) Locté, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 17. ただし Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 184 に依拠して訳出した。
- (122) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 184. しかし他方、ナポレオンは、夫婦間の権利と義務については、コンセイユ・デタにおける草案審議（一八〇一年九月二七日）中、妻が夫に服従する義務は一般的かつ絶対的なものであると主張し（Locté, a. a. O. (Fn 17), Bd. 4, S. 396; vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 241）、自由主義の要求を家族法にも貫き通すという立場を捨てている。コルシカの男性社会の伝統への執着心（Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 129）、総裁政府のもとで女性が道徳的に墮落していたことに対する反動（Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 130, 241）がその背景にある。さらに、一七九一年の時点ですでに「良い道徳がなければ共和国は存在しない」（Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 131）とこう考えを持っていたナポレオンには、革命の結果、手に負えなくなった個人の自由の是正が絶対に必要だとう時代の声を代弁し（Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 247）、もって自己の政権基盤を固めたいという政治的な配慮もあったと思われる。なお、ナポレオン法典における女性差別規定の詳細については、伊藤とみ子「ナポレオン法典における女性の地位」九大法学三二号（一九七五年）四一〜七〇頁参照。フランス革命期の女性像については、浜本隆志ほか『ヨーロッパ・ジェンダー文化論——女神信仰・社会風俗・結婚観の軌跡』（明石書店、二〇一一年）一三〇〜一四二頁（伊藤誠宏執筆）、近藤和彦編『ヨーロッパ史講義』（山川出版社、二〇一五年）二二六〜二四三頁（天野知恵子執筆）参照。
- (123) Locté, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 20. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 185.
- (124) Locté, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 20. したがって Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 184 に依拠して訳出した。
- (125) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 186.
- (126) Locté, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 20. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 185.
- (127) Locté, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 20. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 186.
- (128) Locté, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 32.
- (129) 田中・前掲注（119）三二頁以下参照。

- (130) Locré, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 21. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 185.
- (131) 田中・前掲注 (11) 三六頁、四〇頁注 (20) 参照。
- (132) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 187.
- (133) Locré, a. a. O. (Fn 17), Bd. 7, S. 17. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 185. 田中・前掲注 (119) 二九頁参照。
- (134) シュエノン・マヤ (坂上孝訳) 『民法典CODE CIVIL』フランソワ・マレ／モナ・オズーフ編 (河野健二ほか監訳) 『フランス革命事典4制度』(みずす書房、1999年) 三三三頁。
- (135) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 39.
- (136) Bourrienne, Memoirs of Napoleon Bonaparte, edited by R. W. Phipps, New and revised ed., New York 1892, Bd. 1, S. 421.
- (137) Bourrienne, a. a. O. (Fn 136), S. 179.
- (138) Bourrienne, a. a. O. (Fn 136), S. 126.
- (139) 「ブリュンヌ」『岩波西洋人名辞典〔増補版〕』(岩波書店、一九八三年第三刷) 一一三三五頁。
- (140) Las Cases, Le Mémorial de Sainte-Hélène. Texte établi et commenté par Gérard Walter, Gallimard 1956, Bd. 1, S. 415. Vgl., Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 40. 訳文はアンソル・メルロー編(小宮訳)・前掲注 (77) 四三七頁より引用した。
- (141) André Malraux, a. a. O. (Fn 77), S. 57f. 訳文はアンソル・メルロー編(小宮訳)・前掲注 (77) 六九頁より引用した。
- (142) 井上・前掲注 (92) 五頁参照。
- (143) 井上・前掲注 (92) 六頁以下、井上幸治・武本武生訳「ナポレオン(一世)」フランク・B・ギブニー編『ブリタニカ国際大百科事典 (14)』(ティビエス・ブリタニカ、一九九四年第二版改訂) 八四五頁参照。
- (144) 小宮正弘『常勝將軍』ナポレオン その大いなる言葉の力」潮一九九四年四月号一三八頁。ナポレオンの具有する軍事的才能について、ポール・ショニン(富山芳子訳)『ナポレオン(ペンギン評伝双書)』(岩波書店、二〇〇三年) 一三―一四頁など参照。
- (145) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 39.
- (146) Malraux, a. a. O. (Fn 77), S. 120. 訳文はアンドレ・メルロー編(小宮訳)・前掲注 (77) 一四九頁より引用した。
- (147) 小宮・前掲注 (144) 一四五頁。この言葉には、いくつかのバージョンがあるが、いずれも「軍」という言葉があった。たとえば、「先頭…軍」(Antomarchi, François, Mémoires du docteur F. Antomarchi, ou Les derniers moments de Napoléon, Paris 1825 (Google Books), Bd. 2, S. 149) 「フランス軍」(先頭「シュエフォース」(訳注―ナポレオンの最初の妻)) (Mentholon, Charles Tristan, Récits de la Captivité de l'Empereur Napoléon à Sainte-Hélène, Paris 1847 (Google Books), Bd. 2, S. 548) 「軍の先頭

2) (Bertrand, Henri-Gratien, *Cahiers de Sainte-Hélène* Janvier - Mai 1821. *Manuscrit déchiffré et annoté par Paul Fleuriot de Langle*, Paris 1949, Bd. 3, S. 194.) など。アントム・ルキ主治医「モントロン將軍およびヘルトラン將軍はいずれもナポレオンの最期を看取った人である。これについて、ルイ・マルシャン（数崎利美編訳）『ナポレオン最期の日』（MK出版社、二〇〇七年）三〇三〜三〇四頁参照。なお、ルイ・マルシャン自身もナポレオンの従僕として、その最期を看取った。

(148) ホール・ジョニン（富山訳）・前掲注（144）五五頁、七八頁参照。

(149) *Las Cases*, a. a. O. (Fn 140), Bd. 2, S. 337. Vgl., *Theewen*, a. a. O. (Fn 16), S. 40.

(150) *Correspondance*, a. a. O. (Fn 34), Nr. 4422, Bd. 6, S. 32. ただし、訳文は井上・前掲注（92）六九頁より引用した。

(151) 一七九九年憲法の下では、執政は三人いたが、第一執政が実権を握り、他の二人の執政は諮問機関に近い（井上・前掲注（92）七〇頁）。

(152) *Correspondance*, a. a. O. (Fn 34), Nr. 6068, Bd. 7, S. 576. Vgl., *Theewen*, a. a. O. (Fn 16), S. 38. 訳文はアンドレ・メルロー編（小宮訳）・前掲注（77）一四三頁以下より引用した。

(153) *Theewen*, a. a. O. (Fn 16), S. 38.

(154) *Theewen*, a. a. O. (Fn 16), S. 40f.

(155) 桑原編・前掲注（88）一五七〜一六〇頁、三六五頁参照。

(156) 桑原編・前掲注（88）三六五頁参照。

(157) 桑原編・前掲注（88）三六八〜三七一頁参照。同協約において、「フランス共和国政府は、ローマ・カトリック教が大多数のフランス人の宗教であることを承認する」（信仰の自由を認める）代わりに、「カトリック教会側は司教の任命権をフランスの第一執政に与え、教会財産を売却し、かつ、その売却を巻き戻し不可能なものにする」と定められていた。

(158) *Theewen*, a. a. O. (Fn 16), S. 40f.

(159) Vgl., Laurent, François, *Principes de droit civil*, Bruxelles/Paris 1869, Bd. 1, S. 7; *Theewen*, a. a. O. (Fn 16), S. 41.

(160) 北原敦編『イタリヤ史（新版 世界各国史15）』（山川出版社、二〇〇八年）三四七〜三四九頁（北原執筆）参照。

(161) *Correspondance*, a. a. O. (Fn 34), Nr. 10314, Bd. 12 (1862), S. 527ff. ただし、*Theewen*, a. a. O. (Fn 16), S. 41に依拠して訳出した。

(162) Fenet, Pierre-Antoine, *Recueil complet des travaux préparatoires du code civil*, Paris 1827, Bd. 1, S. xci-xciv.

(163) *Portalis*, zit. Fenet, a. a. O. (Fn 162), S. ci-cv. 訳文は江川編・前掲注（19）九四〜九五頁（石崎執筆）より引用した。

- (164) 吉田静一「8 ナポレオン大陸体制」『岩波講座世界歴史18近代世界の展開Ⅱ』（岩波書店、一九七〇年）二〇六頁より引用した。
- (165) Soleil, Sylvain, *Le Code civil de 1804 a-t-il été conçu comme un modèle juridique pour les nations ?*, dans *Histoire de la justice*, 2009/1 (No19), S. 234.
- (166) Soleil, a. a. O. (Fn 165), S. 231.
- (167) 今来陸郎編『中欧史（新版）（世界各国史7）』（山川出版社、一九九二年）四二九頁以下（河井田研朗執筆）参照。一九九七年のカンボールフォルシオ条約によって承認された（アルマン・レネ（小梁吉章訳）「フランス・ベルギーの国際私法の歴史素描」『広島法学三十八巻三号（二〇一五年）九五頁参照』）。
- (168) Vgl., Schlosser, a. a. O. (Fn 2), S. 133; Becker, *JuS* 1985, 339. 一九九五年から事実上フランスに帰属し、一八〇一年のリュネヴィル条約でフランスへの併合が正式に承認された。
- (169) 一九九七年のカンボールフォルシオ条約によって承認された（森田安一編『スイス・ベネルクス史（新版世界各国史14）』（山川出版社、一九九八年）三二〇頁（河原温執筆）巻末年表三五頁参照）。一九九六年十二月以降、フランスの法律はすべてルクセンブルクでも有効となった。Vgl., Holthöfer, *Luxemburg*, in: *Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte*, Bd. 3, *Das 19. Jahrhundert*, I. Teilbd., hrsg. Helmut Coing, München 1982, S. 1171.
- (170) 重岡保郎「サルデーニャ王国」『シャノンナレミ・日本大百科全書参照』。
- (171) 北原編・前掲注（169）三四三頁参照。
- (172) 民法典は一八〇五年九月二二日に発効した。Vgl., Ranieri, *Italien*, in: *Handbuch*, Bd. III/1, a. a. O. (Fn 169), S. 212.
- (173) イタリアのフランス帝国領の民法典適用については、Ranieri, *Italien*, in: *Handbuch*, Bd. III/1, a. a. O. (Fn 169), S. 212-215; 北原編・前掲注（169）三四三頁以下参照。
- (174) 北原編・前掲注（169）三四三頁以下参照。
- (175) Vgl., Ranieri, *Italien*, in: *Handbuch*, Bd. III/1, a. a. O. (Fn 169), S. 215.
- (176) *Il Codice Civile: The First Translation of Napoleon's Code civil: Introduction*, The Law Library of Louisiana, <https://lasc.litguides.com/Il-Codice-Civile>（二〇一一年十一月九日閲覧）。Vgl., Ranieri, *Italien*, in: *Handbuch*, Bd. III/1, a. a. O. (Fn 169), S. 215.
- (177) Vgl., Ranieri, *Italien*, in: *Handbuch*, Bd. III/1, a. a. O. (Fn 169), S. 217.
- (178) Vgl., Ranieri, *Italien*, in: *Handbuch*, Bd. III/1, a. a. O. (Fn 169), S. 212-217. スチュアート・ジョーゼフ・ウルフ（鈴木邦夫記）

- 『イタリア史 1700-1860』(法政大学出版局、二〇〇一年)三六五頁参照。
- (179) シャンパーニュは一八〇七年八月九日にナポレオン政府の外相に就任した。Napoleon & Empire, <https://www.napoleon-empire.net/personnages/champagny.php> (二〇一三年五月二二日閲覧) 参照。
- (180) Schlosser, a. a. O. (Fn 2), S. 133.
- (181) Bigot de Préameneu, zit. Soleil, a. a. O. (Fn 165), S. 237.
- (182) Weinacht, Paul-L., Les États de la Confédération du Rhin face au Code Napoléon, dans Jean-Clement Martin (dir.), *Napoléon et l'Europe* : Colloque de la Roche-sur-Yon, 2002, S. 93; Soleil, a. a. O. (Fn 165), S. 234.
- (183) Bigot de Préameneu, zit. Soleil, a. a. O. (Fn 165), S. 234.
- (184) ユーストファーレン王国一八〇七年一月一日憲法第四五条により、一八〇八年一月一日に施行されることとなった。Vgl., *Constitution vom 15. November 1807*, Art. 45, zit. Die Constitutionen der europäischen Staaten seit den letzten 25 Jahren, Leipzig und Altenburg 1817 (Google Books), 2. Teil, S. 125.
- (185) 一八〇八年七月五日の勅令により、ナポレオン法典はバーデンラント法としてその効力を生じ、一八〇一年一月一日に全部施行された。一八〇九年七月一日、修正を受けたナポレオン法典はバーデンラント法としてその効力を生じ、一八〇一年一月一日に全部施行された。Vgl., *Code Napoléon mit Zusätzen und Handelsgesetzen als Land-Recht für das Großherzogthum Baden, Karlsruhe 1809* (Google Books), S. III, IV.
- (186) 一八〇一年一月一日施行(一八〇九年一月一二日デクレ第一条)。Vgl., *Napoleons Gesetzbuch: Einzig officielle Aufgabe für das Großherzogthum Berg*, Düsseldorf 1810, Auszug aus den Urschriften des Staats-Secretariats.
- (187) オラフ・モールマン・ファン・カッペン(矢澤久純訳)「オランダにおけるフランス民法典の影響について(1)」比較法雑誌第三卷第二号(一九九九年)二六四頁参照。ただ、翌年七月にオランダがフランスに併合され、一八二一年一月からもしくは三月からフランスの諸法典が施行されたに伴い、廃止された(同二六六頁以下参照)。
- (188) ワルシャワ公国へのナポレオン法典の導入を決めたのは一八〇七年の公国憲法第六九条である。その後、ナポレオン法典は、旧プロシセン領の諸県には一八〇八年五月一日から、旧オーストリア領の諸県には一八一〇年八月一日からそれぞれ発効した。Vgl., Pauli, Polen, in: *Handbuch III/2*, a. a. O. (Fn 169), S. 2104, 2107f.
- (189) 藤田久一『戦争犯罪とは何か』(岩波書店(岩波新書)、一九九五年)一二一―一八頁参照。船は同月二五にセントヘレナに到いたが、上陸したのは二七日である(ルイ・マルシャン(藪崎利美訳)・前掲注(147)四〇―四二頁)。

- (60) Montholon, a. a. O. (Fn 147), Bd. 1, S. 401. など、Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 15 に依拠して訳出した。翻訳に際し、宮崎・前掲注 (88) 四頁以下「石井編・前掲注 (2) 六頁以下「石井」を参照した。
- (61) André Malraux, a. a. O. (Fn 77), S. 216. 訳文はトミン・ベルロー編 (小宮訳)・前掲注 (77) 二七七頁より引用した。
- (62) Locré, Esprit du Code Napoléon, tiré de la Discussion, Paris 1805 (Google Books), Bd. 1 u. 2.
- (63) Savatier, Bonaparte et le code civil: l'art de faire les lois, Paris 1927, S. 6. 訳文は宮崎・前掲注 (88) 一三頁より引用した。
- (64) Theewen, a. a. O. (Fn 16), S. 253.